

【タイトル】 税務研究部会 第41回 通常総会

【日 時】 平成 24 年 4 月 25 日(水)

【場 所】 アンフェリシオン

【概 要】

平成 24 年 4 月 25 日(水)にアンフェリシオンにて税務研究部会総会が行われた。

第 1 部では、江東東税務署の今西法人課税第一部門統括官により「ある調査官のつぶやき」と題して実際に携わった調査事例なども踏まえて講演いただいた。

本題に入る前に最新の税情報として、法人契約のガン保険が今までは一定要件をクリアしていれば全額損金算入可能であったが、2 分の 1 損金算入に変更される税情報を説明していただいた。後日国税庁から、4 月 27 日以降の新規契約分から適用と発表された。

本題に入るとまず、旧マル優制度の頃、信用金庫の次長が端末を不正操作し、当時のマル優枠 300 万円を同一人物が 2 口利用できるようにしていた例があった。次に、配偶者控除の収入の制限を厳密に行くと、パートが辞めてしまうという理由から、10 月まではAさん名で給与を支払い、11 月からはBさんという架空の名前を使って給与を支払うという不正を行っていた例もあった。



飲食関係の調査では、現金商売が多いので、当時は事前連絡無しに代表者の自宅や店舗に臨場していた。

予算制度のある大きい会社では、予算達成後の売り上げを翌期への不安から、意図的に取消入力した例もあり、重加算税の対象となった。

その他、スクラップ売上の除外現金を貸金庫に保管していた話や貸金庫には現金がいくら入るかなど多岐にわたる事例等を紹介していただき、非常に有意義な講演であった。



第2部の総会は、窪田部会長の挨拶に始まり、平成 23 年度事業報告から、平成 24 年度予算案までのすべての議案が承認され、松本会長、音江東東税務署長より祝辞をいただき、滞りなく閉会した。

